

### Ⅲ 研究ノート Ⅲ

## EU の地域政策（2007～2013年）について

豊 嘉 哲

### I はじめに

重要性を増す EU の地域政策が、財政期間の更新<sup>1)</sup>に当たって、2007年から政策枠組みを変化させた。新たな地域政策の枠組みを、主に EC (Regional Policy) [2008] に依拠して整理することが本稿の目的である。なお、その前に、結束政策、構造政策、地域政策という3つの用語の区別（次節）、そして、経済的社会的領域的結束 (economic, social and territorial cohesion) という言葉の内容の吟味（第Ⅲ節）をおこなう。

### Ⅱ 結束政策、構造政策、地域政策の区別について

2000～2006年財政期間（以下、前財政期間）において、結束を実現するために利用された財源は、主として、結束基金、ERDF<sup>2)</sup>、ESF<sup>3)</sup>、EAGGF<sup>4)</sup>指導部門、FIFG<sup>5)</sup>の5つであり、結束基金を除く4つの財源は構造基金と総称された。そして、結束基金と構造基金の支出対象となる政策が結束政策または構造政策と呼ばれ、これらは明確な区別なく、互換可能な形で使用されてきた。

- 1) EU では7年を一期間として財政計画が立てられる。現行の2007～2013年財政期間の直前の地域政策は、2000～2006年を一期間として実施された。
- 2) European Regional Development Fund (欧州地域開発基金) の略称である。2007～2013年財政期間の ERDF は、生産的投資、企業家精神、輸送と環境、インフラストラクチャー、研究と技術、イノベーション、情報社会、持続可能な発展、などにかかわる活動に資金を提供する。なお、ERDF など、地域政策にかかわる諸基金については、EU ホームページの Provisions and Instruments of Regional Policy (<http://europa.eu/scadplus/leg/en/s24002.htm>) を参照。
- 3) European Social Fund (欧州社会基金) の略称である。1957年に設立された ESF は、雇用可能性および人的資源の開発にとっての主要財源である。
- 4) European Agricultural Guidance and Guarantee Fund (欧州農業指導保証基金) の略称である。これは CAP (Common Agricultural Policy; 共通農業政策) を資金面で裏付けるために1962年に設立された。
- 5) Financial Instrument for Fisheries Guidance (漁業指導のための財政手段) の略称で、これは1993年に設立された。

表1：構造基金および結束基金の内容と財源（2000～06年）

		名称・内容	財源	
構造基金	優先目的分野	目的1	後進地域の開発促進と構造調整が目的である。 主として、一人あたりGDPがEU平均の75%未満の地域を対象とする。	ERDF ESF EAGGF(指導部門) FIFG
		目的2	産業衰退の影響を受けるなど、構造的に問題を抱える地域の改善が目的である。 失業率、工業就業比率がEU平均以上の地域で、工業雇用が減少している地域や、極度の貧困、深刻な環境問題、高犯罪率、低い教育水準のいずれかの問題を抱え、失業率がEU平均を上回る都市地域などが対象となる。	ERDF ESF
		目的3	長期間失業者、若年失業者、労働市場から排除されがちな就業者の救済を目的とする。 目的1で指定される地域以外の地域が助成対象となる。	ESF
	コミュニティイニシアティブ	LEADER+	農村社会経済の持続的発展のための新戦略への支援を目的としている。	EAGGF(指導部門)
		INTERREG III	国境横断的、複数国間・地域間協力の促進を目的とする。	ERDF
		URBAN II	都市部や衰退市街地域を再活性化するための革新的な戦略への支援を目的とする。	ERDF
		EQUAL	労働市場における不平等や差別を招く要因の根絶を目的とする。	ESF
	漁業特別支援枠	目的1で指定されていない地域の漁業・養殖における構造改革を目的とする。	FIFG	
	革新的試み	最新の手法であるが十分に煮詰まっていないものについて、試験的導入等を行うための支援。 この試験的導入において成功が認められれば、正規の政策として認定される可能性がある。	ERDF ESF FIFG	
	結束基金	マーストリヒト条約により創設され、1993年より実施されている。一人あたりGNPが域内平均の90%未満の加盟国が対象である。 用途は、域内全体の利益に関わる交通インフラと環境保全に限定される。	結束基金	

出典：西川 [2003] (56頁), General Provisions on the Structural Funds 2000-2006 (<http://europa.eu/scadplus/leg/en/1vb/160014.htm>)を参考に、筆者作成。

2007～2013年財政期間（以下、現行財政期間）では、財源の枠組みに変更が加えられた。それにより、EAGGF 指導部門がEAFRD<sup>6)</sup>に組み込まれ、

6) 2005年にCAP財源の新たな法的枠組みが導入され (Regulation (EC) No 1290/2005), それに基づいて、EAGF (European Agricultural Guarantee Fund; 欧州農業保証基金) とEAFRD (European Agricultural Fund for Rural Development; 農村開発のための欧州農業基金) という2つの財源が設置された。

FIFGの後継としてEFF<sup>7)</sup>が設立された。その結果、結束政策または構造政策と呼ばれた政策の財源だった基金は、ERDFとESF（これら2つをまとめて現行財政期間の構造基金と呼ぶようになった）、結束基金、EAFRD、EFFとなった。

本稿では、現行財政期間の、構造基金と結束基金を主たる財源とするEUの政策を扱う。欧州委員会が公表する文書、たとえば『第4次結束レポート』<sup>8)</sup>では、この政策は結束政策と呼ばれることが多いが、本稿では地域政策という用語を用いる。その理由は、第一に、結束基金、ERDF、ESFを主たる財源とするEUの政策は、欧州委員会の地域総局によって主導され、それを欧州委員会自らが地域政策と呼ぶ場合がある（たとえば、Hübner [2007]）ためである。もう一つの理由は、EAGGF指導部門を財源とする政策が、前財政期間の結束政策には含まれ、現行財政期間の地域政策から外れたにもかかわらず、『第4次結束レポート』において、EAGGF指導部門を吸収したEAFRDは経済的社会的結束に貢献すると記述されている（EC (Regional Policy) [2007], p.vii）ことにある。欧州委員会は、結束基金、ERDF、ESF以外の財源を利用した結束向上のための政策の存在を認めており、そういった政策と、結束基金、ERDF、ESFを財源とする政策を区別するため、本稿では後者に地域政策という言葉を充てる。

### Ⅲ 地域政策の使命：3種類の結束について

欧州地域政策の使命は、地域間、加盟国間にある発展水準の格差を縮小することによって、経済的社会的領域的結束を強化することである。これは、地域経済の競争力を増大させ、より富裕な地域から取り残された地域の永続

7) European Fisheries Fund（欧州漁業基金）の略で、CFP（Common Fisheries Policy；共通漁業政策）の財源として、Regulation (EC) No 1198/2006によって設置された。

8) EC条約159（旧130b）条によれば、欧州委員会は、経済的社会的結束の実現に向けてなされた進歩について、および同条に規定されたさまざまな手段（すなわち、加盟国と欧州委員会の政策）がそれらに貢献する方法について、3年ごとに欧州議会、理事会、経済社会委員会（the Economic and Social Committee）、地域委員会（the Committee of the Regions）に対して報告を実施することになっている。『結束レポート』はこれに相当するもので、最新のものは2007年5月に刊行された『第4次結束レポート』（EC (Regional Policy) [2007]）である。

的なキャッチアップを促進するために、潜在力のある地域に投資することを意味する。地域の発展に対する EU の貢献が確実に最大限の価値を付加するというところに重点が置かれる。したがって、地域政策は、EU の連帯 (solidarity) の表現であり、EU 全域に及ぶ競争力向上への原動力の表現である (EC (Regional Policy) [2006], p.5)。

繰り返すが、地域政策は、経済的社会的領域的結束を強化するものである。この3つの結束が何を意味しているのかを明確にするために、『第4次結束レポート』の冒頭にあるサマリー (EC (Regional Policy) [2007], pp.x-xiv) の内容を確認していこう<sup>9)</sup>。

### 1. 経済的結束について

1994年から2006年の間、結束政策からもっとも恩恵を受けた国々、すなわち、ギリシア、スペイン、アイルランド、ポルトガルは、印象的な成長パフォーマンスを見せた。また、EU 新規加盟国も一人あたり GDP の急速な成長を経験した<sup>10)</sup>。一人あたり GDP が低い地域ほど力強い成長を見せてきたということは事実であり、これは EU 内の地域間の収斂が進んでいるということの意味する。実際、1995年から2004年において、それが EU 25ヶ国平均の75%以下の地域<sup>11)</sup>および50%以下の地域は、それぞれ、78地域から70地域へ、

9) 『第4次結束レポート』の第1章は、経済的社会的領域的結束を詳細に扱っているが、3つの結束を分けて記述しているわけではない。欧州委員会がそれらをどのように分類しているかを理解するにはサマリーを利用する方が有益である。なお、『第3次結束レポート』(EC (Regional Policy) [2004]) では、その第1部において、まず経済的社会的結束と領域的結束の2つに分け、その上で前者を経済的結束と社会的結束に分けて記述していた。また、『第2次結束レポート』(EC (Regional Policy) [2001]) では、3つの結束を個別に分析していた。その中で、経済的結束を分析する際には一人あたり GDP を中心に据え、社会的結束を分析する際には、雇用と失業、そして貧困が主たる指標とされた。また、領域的結束を分析した部分では、都市への集中、農村地域、国境隣接地域、地理的特殊事情を抱えた地域に焦点が当てられた。3つの結束の分類について、『第2次結束レポート』以来、大きな変化はないといえる。

10) しかし、ポーランドやブルガリア、ルーマニアの一人あたり GDP は、現在の成長が継続したとしても、EU27の平均の75%に達するまでに15年の年月が必要なほど、低い水準にある。

11) ここでは NUTS2地域 (人口規模が80~300万人) で統計が取られており、EU27に268の NUTS2地域が存在している。NUTS0は加盟国を指し、NUTS1は人口規模が300~700万人の地域を、NUTS3は15~80万人の地域を指す。また、NUTS3よりも小規模な地域の規

39地域から32地域へと減少している。また1995年時点で、50地域 7100万人が一人あたり GDP が EU15ヶ国平均の75%以下の地域に居住していたが、2004年にはそのほぼ1/4の地域、約1000万人が、75%以下というグループを脱した。もちろん、EU 地域間の絶対的格差が消滅したわけではなく、EU の東方拡大に加えて、各国内の特定地域への成長の集中がその原因となっている。

経済的結束の項目では、一人あたり GDP を指標とした分析がその多くを占めており、生産性向上についても触れられている<sup>12)</sup>ものの、これには一人あたり GDP に次ぐ重要性しか与えられていない。

## 2. 社会的結束について

まずは就労率 (employment rate)<sup>13)</sup> についてであるが、2000年から2005年にかけて、それは EU の地域間で収斂してきた<sup>14)</sup>。とはいえ、2005年時点で、発展の遅れた地域のそれはその他地域のそれを11パーセントポイント下回っており、絶対的格差は消えていない。また、リスボン就労率目標 (Lisbon employment rate targets)<sup>15)</sup> を達成するためには、女性のための700万、55～64歳のための700万を含む2350万以上の職を創出しなくてはならない。これを実現するには、訓練を受けた労働者に適した新規活動分野への投資が不可欠である。

---

模は LAU1, 2 (以前は NUTS4, 5) として表される。NUTS と LAU は、それぞれ、Nomenclature of Territorial Units for Statistics, Local Administrative Units の略である。[http://ec.europa.eu/comm/eurostat/ramon/nuts/home\\_regions\\_en.html](http://ec.europa.eu/comm/eurostat/ramon/nuts/home_regions_en.html) を参照。

12) たとえば、バルト三国やポーランドでは、急速な生産性向上が見られ、付加価値の高い部門へと雇用がシフトしていることが指摘されている。

13) 自発的失業者の存在により、就労率と失業率は完全な裏表の関係にはならない。EU にとって、自発的失業者に職に就いてもらうことは、近い将来に訪れる人口減少時代における経済規模と競争力の維持に不可欠である。また、EU の狙い通りに所得水準が高まっていくなれば、非就労者の貧困リスクも高まっていくため、就労率の向上は社会的結束の文脈で語られる。

14) これは就労率の低い地域すべてのそれが向上してきたということを意味してはいない。たとえば、2000年から2005年のルーマニアやポーランドでは、大半の地域で就労率の低下が見られた。

15) リスボン就労率目標とは、2010年までに、全体の就労率を70%に、女性のそれを60%に、55～64歳のそれを50%に引き上げるという目標である。

次に、失業率の推移を見ると、2000年から2005年にかけて、発展の遅れた地域で失業率が改善され、より発展した地域のそれは8%を少し下回る水準で安定している。また、同期間において、男女間の失業率格差は縮小してきたが、2005年時点で女性のそれは男性のそれよりもなお高い。

貧困の危機に直面している人口を、その国の所得中央値の60%以下の所得しか得ていない人々と定義すると、2004年の数値で、これに分類される人口の割合が20%程度となる国は、リトアニア、ポーランド、アイルランド、ギリシア、スペイン、ポルトガルで、それが10%にしかならないのが、オランダ、チェコ、スウェーデンである。平均してみれば、EU人口の16%、約7500万人が、この分類に属する。女性、幼児、高齢者、失業者ほど、高い貧困リスクにさらされている。

リスボン戦略で謳われた知識基盤型競争経済の下では、教育を受け、資格を有していることが重要である。2005年時点で、25~64歳のEU人口のおよそ23%が高等教育を修了しているが、この数値は、最高値のフィンランド35%から最低値のルーマニア約10%まで、国ごとにばらつき、しかもこのばらつきは拡大傾向にある。平均的に見て、発展の遅れている地域ほど高等教育を受けた人口の割合が小さい。

社会的結束にかんするこれらの指摘から、就労率、失業率、貧困リスク、教育水準が社会的結束の指標と考えられていることがわかる。

### 3. 領域的結束について

領域的結束の動向は次の指標、すなわち、経済活動の一国内の首都地域への集中、郊外化と都市における剥奪 (deprivation)、農村からの人口流出と農村における急速な高齢化、国境隣接地域の発展をもって認識される。

経済活動の一国内の首都地域への集中と述べたが、実はEU内の経済的繁栄の地理的集中は解消傾向にあると考えるに足る指標が存在している。すなわち、伝統的な欧州の経済的コア (ロンドン、パリ、ミラノ、ミュンヘン、ハンブルグに囲まれた地域) がEU27のGDPに対してどれだけ貢献しているかを測定すれば、それは2004年において1995年よりもかなり小さくなって

いる一方で、この地域の人口シェアは変わっていないのである。この傾向をもたらしているのは、新たな成長の中心の出現であり、たとえば、ダブリン、マドリッド、ヘルシンキ、ストックホルム、ワルシャワ、プラハ、ブラチスラバ、ブダペストがこれに該当する。しかし、ここで指摘したいのは、経済活動の「一国内の」首都地域への集中<sup>16)</sup>である。1995年から2004年にかけて、平均で考えると、各国のGDPに占める首都地域の割合は9%増えているのに対して、人口のそれは2%しか増加していない。この傾向が特に強く表れたのがワルシャワとブカレストであった。首都地域への人口と経済活動の集中は、長期的に見れば、住居費用の上昇などのマイナスの要因によって、経済成長を妨げる可能性がある。第二の成長の軸が形成されれば、首都への圧力は緩和され、一国全体の潜在成長力の向上を期待できる。

欧州では、首都地域への経済活動の集中と並行して、郊外化が生じ、これによって都市への通勤と、伝統的中心都市の経済的衰退という現象が見られるようになった。都市への雇用の集中が進んでいるにもかかわらず、都市居住者の一部、特に十分な資格を持っていない人々は、職を見つけるのが困難な状況に陥り、都市の中の特定地域に失業が集中している。そこでは、粗末な住居や充分でない公的サービスなど、剥奪といえる事態が進行している。

都市への経済活動の集中の裏面と言える現象、すなわち、農村地域からの大規模な人口流出がEUの多くの地域で見られる。非農業部門での就職の見込みがなく、生活水準も低いことから、特に若くて資格を持つ人々は、都市での機会の探索に駆り立てられる。この事態は、農村地域における人口高齢化と基礎的サービスの削減をもたらし、そこは累積的な影響を被る。

長年にわたって、EUは国境隣接地域の発展を領域的結束の指標としてとらえてきた。国境隣接地域間の協力を醸成するプログラムが実践され、特にベネルクスと独仏の間で、そういった協力が強められてきた。しかし、東方拡大で生まれた新たなEU内国境を越えるヒトとモノの移動は低レベルである。これについての障害を、物理的にも行政面でも、除去することにより、

16) ベルリンとダブリンはその例外である。

国境地域の潜在的経済力に見合ったヒトとモノの交流を実現することができるだろう。この種の協力は非 EU 加盟国との国境沿いの地域にとって、一層重要なものである。

以上から、中心への経済活動の集中とそれがもたらす負の影響を緩和することが領域的結束の主要課題と理解されていると考えてよいだろう。

#### IV 2007～2013年財政期間の EU 地域政策の枠組みと対象

*Working for the Regions EU Regional Policy 2007-2013* (EC (Regional Policy) [2008]) を利用して、地域政策の内容を、枠組みと対象分野に分けて確認していくことにしよう<sup>17)</sup>。

##### 1. 概略 (pp.4-5)

地域政策には、今まで以上の成長と職を EU のすべての地域と都市にもたらしするために、「収斂 (Convergence)」、 「地域の競争力と雇用 (Regional Competitiveness and Employment)」、 「欧州領域的協力 (European Territorial Cooperation)」 という3つの目的が与えられている。地域政策を支える財源は、ERDF, ESF, 結束基金<sup>18)</sup>で、現行財政期間7年間で3474億ユーロが準備されており、423の OP (Operational Programme; 実施プログラム)<sup>19)</sup>への資金提供が予定されている。OP の主たる支出対象と設定される分野は、知識とイノベーション、輸送、環境保護とリスク予防、人的資源の4分野である。これらへの支出額およびその構成比は、それぞれ、830億ユーロ (24%)、760億ユーロ (22%)、510億ユーロ (19%)、760億ユーロ (22%) で、EU が準備

17) この節で、ページ数だけを記した場合は EC (Regional Policy) [2008] のページ数を示し、単に「地域政策」と書いた場合、それは「2007～2013年財政期間の EU 地域政策」を意味するものとする。

18) これら3つに加えて、目的が強く特定された財源が地域政策の枠組みには2つある。大規模災害時に活用される EU 連帯基金 (EU Solidarity Fund) と、北アイルランドの平和と和解のための基金 (International Fund for Ireland) である。EC (Regional Policy) [2006] (p.6) を参照。

19) OP とは、加盟国または地域の発展戦略を立案した文書で、欧州委員会に提出されるものである。そこには、地域政策を支える基金のひとつから支援を受けて実行に移される、互いに整合的な複数の優先事項が記されている。OP は、後に述べる CSG (Community Strategic Guidelines for Cohesion) の枠組みの中で作成された NSRF (National Strategic Reference Framework) に沿って、作成される。



した資金の約9割がこの分野に支出されることになる。なお、EUは共同資金負担（co-finance）という形で支出するのであって、加盟国や地域の機関も、OPの管理に加えて、資金負担の責任を負う<sup>20)</sup>。

## 2. 地域政策の枠組みについて

### （1）地域政策は何をもたらすのか（pp.6-7）

欧州における経済的社会的格差は、東方拡大以降、一層深刻になっている。たとえば加盟国間では、最富裕加盟国ルクセンブルグの一人あたり所得は、最貧加盟国ルーマニアのその7倍に達する。地域（NUTS2）の一人あたりGDPを見ると、そのEU27の平均を100とした場合、最富裕地域であるインナーロンドンではそれが290であるのに対して、最貧地域であるルーマニアの北東地域ではわずか23である。

地域政策に充てられた3474億ユーロの82%は、EUのもっとも貧しい地域に投資される。この政策の意義深さは、次の三点に現れる。第一に、地域政策は、インフラストラクチャー、人的資源、地域経済の現代化と多様化といった分野で強く必要とされる投資を支援し、より貧しい加盟国と地域において今まで以上の成長と職をもたらすことに貢献する。第二に、上記の投資から恩恵を受ける加盟国と地域は、成長と雇用の両面で、平均以上のパフォーマンスを示し、それがなかった場合よりも急速にEU水準に追いつくための基盤を整備できる。第三に、地域政策は、他のEU政策（国庫補助、環境、輸送、イノベーション支援、情報社会など）を取り込み（lever in）、それらとの整合性を確保する上に、行政の改善、透明性の向上、グッドガバナンスの促進をもたらす。

かつてEUの地域政策から恩恵を受けたいくつもの加盟国と地域が、キャッチアップに成功し、一部はEUの平均水準を超えて成長している。このサクセスストーリーは、2004年以降にEUに加盟した国からもしずれ聞かれるよ

20) これは追加性の原則と呼ばれるもので、4つある地域政策の原則の1つである。その他の3つは、第一に、分析、戦略的計画、評価に基づいたプログラミング、第二に、もっとも発展の遅れた地域をターゲットとした、少数の目的への戦略的集中、第三に、欧州委員会、加盟国、地域、地方、各レベルのアクターの協力に基づくパートナーシップである。Hübner [2007] を参照。

うになることだろう。しかし、欧州の競争力は、EU、加盟国、地域、それぞれの独力では高められないものであり、経済的成功は緊密な協力を必要とする社会的過程である。欧州全域が直面する新たな課題（たとえば、グローバルイノベーション、温暖化、高齢化など）へのEUの対応が、人々を、地域発展戦略と現地プロジェクトの企画と実施に取り込んでいくという形で、複層的な協力を生み出しながら、地域政策は形成されていく。

## (2) 地域政策実施プログラム (OP) の立案と実施 (pp.8-9)

資金移動が生じる前の地域政策は、3段階に分けて描写できる。第一のEUレベルは、注19でも触れたCSGに相当する。CSGとは、改訂リスボン戦略を踏まえた、EU共通の枠組みである。第二に、加盟国レベルである。各加盟国は、CSGに整合的な形で発展戦略を作成し、NSRFとして欧州委員会に提出する。これに矛盾するOPを計画することはできない。そして、第三に、加盟国、地域、地方、それぞれのレベルの政府機関に加えて、社会的パートナーや市民社会の諸組織も関与して<sup>21)</sup>、当該地域の事情に合わせて、OPの計画、管理、監視を行う地域レベルである。

2006年10月の理事会で採択されたCSGは、地域政策実施の枠組みを定めたもので、すべてのOPが達成すべき共通の目標が設定されている。研究とイノベーション、情報社会、持続可能な発展、エネルギー効率性、および人的資源の開発を支援するための措置に、いずれのOPも資金を割り当てなくてはならず (earmarking)、「収斂」目的地域は、利用可能な資金の総額の60%を、これらの改訂リスボン戦略優先事項に支出しなくてはならない（「収斂」以外の2つの目的の対象地域については、75%）。また、CSGはいくつもの重要課題を例示しており<sup>22)</sup>、NSRFとOPの作成に指針を与えるも

21) OPに関与する主体は、委員会 (committee) と呼ばれる組織によって束ねられる。

22) たとえば、高成長地域への投資の集中、イノベーションや教育などの成長と雇用の原動力への投資、包括的かつ中期的な発展戦略の構築、TENsと環境持続可能性への貢献、新たな資源の活用、異なるレベルの政府や組織の間のパートナーシップの育成などである。なお、TENsとはTrans-European Networksのことで、輸送、エネルギー、電気通信という3つの重要インフラ分野において、EU加盟国・非加盟国も含めて、欧州標準を採用・整備する政策である。

のとなっている。現行財政期間において、423のOPとおよそ900の主要なプロジェクト<sup>23)</sup>が実施に移されるが、各OPにはNSRFに沿ったいくつもの優先事項が含まれ、これらがOPを構成するプロジェクトの選択基準となる。

このように、CSG、NSRF、OP、そして、各プロジェクトへと、上位ルールへの整合性を維持しながら、政策の具体性が高められていく。

次に、政策に必要な資金についてであるが、OPの実施に必要な資金は、EUからの資金（構造基金と結束基金）とそれ以外の資金（加盟国、地域、民間主体の資金）によってまかなわれ（co-finance）、EU資金の割合は総額の50～85%である。資金を受給する加盟国または地域が、地域政策の3つの目的のうちのどれに該当するかによって、EUの負担割合は決められる。なお、受給資格と共同資金負担の割合に関する詳細なルールは、各OPに定められている。資金管理の方法について、以下の項目でまとめよう。

### （3）資金を管理する機関（pp.30-31）

構造基金と結束基金からの資金提供は、毎年500億ユーロにおよび、これに加えて、加盟国、地域、民間の資金も地域政策に導入されている。正しく効率的な資金管理を確実に実践するために、欧州委員会は統制と監査のシステムを設けている。それは次に挙げる3つの機関で構成され、これらはOPごとに定められなくてはならない。

管理機関（managing authority）は、プロジェクトの法令遵守を保証する組織で、補助金受給条件を満たしていることを検証し、定期的に抜き打ち検査を実施して、支出が計画通りにおこなわれていることや進捗状況を確認する。不正な支出があった場合には、管理機関がそれを正し、補償をおこなうことになる。また、実施にかんする年次報告書と、プログラム全体の実施状況を要約した最終報告書を執筆し、これらは欧州委員会のチェックを受ける。

認証機関（certifying authority）は、一定期間ごとに、支出明細書と支払申請書を欧州委員会に提出する。支払い申請が、正確で、信頼できる会計制度

23) プロジェクトの最終的な選択は加盟国と地域によって行われるが、主要プロジェクトについての意思決定や、統制、広報、評価についての確実な基準の設定には、欧州委員会も関与する。

に基づくものであり、適用される EU と加盟国のルールに則っているということを検証することは認証機関の仕事で、必要に応じて抜き打ち検査も行われる。また、不正についての、そして補償と基金からの支出の取り消しについての監視と報告も認証機関がおこなう。

監査機関 (audit authority) は、システム監査を行い、システムの弱点や不正支出について発見したことを、管理機関と認証機関に報告する。現行財政期間になって、加盟国の監査団体 (national audit bodies) の責任は拡大している。第一に、監査団体は管理統制システムの法令遵守に対する意見を示さなくてはならない。第二に、各 OP について、監査業務に責任を負う監査機関が指定されなくてはならない。この機関は、プログラムの承認から9ヶ月以内に監査戦略を提出し、システムの機能にかんする監査意見を毎年公表しなくてはならない。さらに、プログラム終了時には全監査業務のレビューを実施しなくてはならない。これらは欧州委員会によって精査される。

監査に関連して欧州委員会は、加盟国と地域による管理統制システムの監査への監督と、諸基金から加盟国への資金フローの統制を行う。

前者について言えば、管理統制システムの脆弱性が発見されたにもかかわらず、迅速な修正措置が加盟国によって実施されない場合、欧州委員会は支払いを停止または延期するかもしれない。

後者の一例として、欧州委員会が毎年実施する、各基金の目的ごとのプロポーシオン<sup>24)</sup>を挙げることができる。これは全体との調和を考慮して資金割当を調整することで、毎年遅くとも4月30日までに実施される。OP に対する資金割当はこれを経て約束される。欧州委員会から約束された資金割当が使用されなかった場合や、資金割当後、2年度を経過しても予算申請がなされない場合 (n+2) には、保証された資金割当の一部は欧州委員会によって自動的に取り消される。ただし、2004年以後の新規加盟12ヶ国とギリシア、ポルトガルについては、2007年から2010年の間、上記 n+2の期限が第2年度末ではなく第3年度末とされる (n+3ルール)。

24) [http://ec.europa.eu/regional\\_policy/policy/manage/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/regional_policy/policy/manage/index_en.htm) を参照。

## （4）3つの目的への資金の配分（pp.10-11）

地域政策の3つの目的のうち、「収斂」目的での受給資格は、地域の GDP が EU 平均の75%に満たない地域に付与される。それ以外の地域はすべて、「地域の競争力と雇用」目的の受給資格を持つ。また、国境隣接地域であるか、超国家間協力地帯に属している地域であれば<sup>25)</sup>、「欧州領域的協力」目的の受給資格を持つ。

資金配分の方法は EU の規則に規定されている。配分額は、地域と加盟国の相対的な繁栄の度合い、人口、失業率などに基づいて決められ、各加盟国の GDP の4%を超えて配分されることはない。

地域政策の3つの目的と、基金、資金配分額、受給条件、対象地域の数・人口との対応関係は表にまとめた（表2、3を参照）。いくつか付言すると、「収斂」目的の統計的フェイズアウト地域とは、東方拡大の結果、EU 平均 GDP が小さくなったために、GDP が EU 平均の75%をわずかに超えてしまった地域を指し、このグループに属する地域も「収斂」目的の枠組みで支援を受けることができる。また、「地域の競争力と雇用」目的のフェイズイン地域は、前財政期間の結束政策の目的1対象地域であったために、特別な資金配分を受ける。さらに、「欧州領域的協力」目的に充てられる87億ユーロは、国境隣接地域向けの64億4000万ユーロ、超国家間協力地帯向けの18億3000万ユーロ、そして、地域間の協力とネットワーク向けの4億4500万ユーロに分けられる。なお、「欧州領域的協力」目的については、後で詳述する。

---

25) なお、EU 内の全ての地域は、現在13存在する超国家間協力地帯のいずれかに属している。

表2：地域政策（2007～2013年）の目的，基金，予算額，受給条件

目的	基金	予算額 (シェア)	受給条件	対象となる 地域数と人口
収斂 Convergence	ERDF ESF 結束基金	2828億ユーロ 81.5%	GDPがEU平均 の75%未満の地 域 (NUTS2)	84地域，1億5400 万人および，統計 的フェイズアウト 地域の16地域， 1640万人
地域の競争力と雇用 Regional Competitiveness and Employment	ERDF ESF	549億ユーロ 16%	「収斂」目的の対 象になっていな いすべての地域 (NUTS1または 2)	168地域，3億1400 万人，そのうちフェ イズイン地域につ いては，13地域 1900万人
欧州領域的協力 European Territorial Cooperation	ERDF	87億ユーロ 2.5%	国境に隣接して いる地域，もし くは，他地域と の距離が150 km 以下の海沿いの 地域 (NUTS3)	1億8170万人

出典：http://europa.eu/scadplus/leg/en/lvb/g24231.htm および http://ec.europa.eu/regional\_policy/policy/region/index\_en.htm から筆者作成。

注1：「地域の競争力と雇用」目的のうち，ESFを財源とする部分について，欧州委員会はEES (European Employment Strategy; 欧州雇用戦略)の4つの優先事項を提唱している。すなわち，労働者と企業の適応性の改善，社会的包摂の強化，雇用へのアクセスの向上，雇用と包摂の分野における改革の実施である。

注2：「地域の競争力と雇用」目的の受給条件で，NUTS1または2とあるが，どちらの規模の地域で支援を受けるかは，加盟国が決定できる。http://ec.europa.eu/regional\_policy/policy/region/index\_en.htmを参照。

### (5) 外部の金融機関との連携 (pp.24-25)

地域政策の資金を利用して公共投資を拡大していく上で，健全な財務管理は不可欠である。これを実現するために，欧州委員会は，EIB (European Investment Bank)，EBRD (European Bank for Reconstruction and Development)，CEB (Council of Europe Development Bank)とともに，3つの政策手段を開発した。

まず，JASPERS (Joint Assistance in Supporting Projects in European Regions)は，欧州委員会，EIB，EBRDの協力で開発され，専門知識をプールし，プロジェクトに携わる加盟国と地域を支援するものである。主要な支援対象は，輸送とエネルギーのインフラストラクチャーにかかわるプロジェクト (TENsを含む)と，エネルギー効率と再生可能エネルギーにかかわるイニ

表3：地域政策（2007-2013年）の国別目的別資金配分類（100万ユーロ）

	収斂			地域の競争力と雇用		欧州領域 的協力	合計
	結束基金	収斂	統計的 フェイズアウト	フェイズ イン	地域の競争 力と雇用		
ベルギー			638		1425	194	2258
ブルガリア	2283	4391				179	6853
チェコ	8819	17064			419	389	26692
デンマーク					510	103	613
ドイツ		11864	4215		9409	851	26340
エストニア	1152	2252				52	3456
ギリシア	3697	9420	6458	635		210	20420
スペイン	3543	21054	1583	4955	3522	559	35217
フランス		3191			10257	872	14319
アイルランド				458	293	151	901
イタリア		21211	430	972	5353	846	28812
キプロス	213			399		28	640
ラトビア	1540	2991				90	4620
リトアニア	2305	4470				109	6885
ルクセンブルグ					50	15	65
ハンガリー	8642	14248		2031		386	25307
マルタ	284	556				15	855
オランダ					1660	247	1907
オーストリア			177		1027	257	1461
ポーランド	22176	44377				731	67284
ポルトガル	3060	17133	280	448	490	99	21511
スロベニア	1412	2689				104	4205
スロバキア	3899	7013			449	227	11588
フィンランド				545	1051	120	1716
スウェーデン					1626	265	1891
英国		2738	174	965	6014	722	10613
ルーマニア	6552	12661				455	19668
インターリージョナル						445	445
技術支援							868
合計	69578	199322	13955	11409	43556	8723	347410

出典：http://ec.europa.eu/regional\_policy/policy/fonds/pdf/annexe-recto.pdf

切り上げと切り捨てにより、表記数字の和が合計欄の数字に一致しない場合もある。

シアティブで、特に官民パートナーシップの評価に際して支援が行われる。

第二に、JEREMIE (Joint European Resources for Micro to Medium Enterprise) は、欧州委員会、EIB、EIF (European Investment Fund) のイニシアティブで、中小企業の金融へのアクセスの拡大を目的としている。加盟国と地域は、JEREMIEにより、EIFに対して金融操作と中小企業の金融プログラムを外

部委託できる。補助金ではなく、株式、ベンチャーキャピタル、保証、貸付、技術支援などが活用されることによって、EU基金との相乗効果が期待される。EIFと加盟国および地域の機関は、あらゆる分野の中小企業のためのスキームをその状況にあわせて計画する。この政策手段の枠組みで、25億ユーロのERDF資金が20カ国の中小企業に投じられることになる。

第三の手段は欧州委員会の新たな活動であるJESSICA (Joint European Support for Sustainable Investment in City Areas)である。欧州委員会、EIB、CEBのイニシアティブで、都市関連プロジェクトおよびプログラムへの、持続可能な投資を促進するものである。これは、都市へのより多くのよりよい投資を生み出すために、加盟国、地域、都市を、金融機関に結びつけるものである。構造基金プログラムの管理機関は、外部の専門知識を活用して、都市開発を促進するために借入資本を利用できる。

### 3. 地域政策の対象分野について

#### (1) 地域経済興隆の原動力：中小企業と投資 (pp.12-13)

地域経済を強化する上で、中小企業<sup>26)</sup>を支援し、投資を外部から受け入れることは重要である。地域政策が特に中小企業の創出と現代化の支援に力を入れているのは、それがEUの会社の99%を占め、民間部門の職の2/3を生み出しているからである。また、外国からの投資は、受け入れ国の首都地域に集中し、地域間経済格差を拡大する傾向があるとはいえ、経済発展をもたらす有効な手段である。

地域政策は、中小企業支援と投資受け入れのために、次の3つの分野に多くの資金を割り当てる。第一に、企業への直接投資の支援である(428億ユーロ)。特に、研究とイノベーション、技術移転、環境に優しい生産に関連する直接投資に支援を提供する。第二に、企業家精神への支援に447億ユーロが支出される。第三に、より高度な資格の取得を奨励し、人的資本と雇用へのアクセスとを支援する(488億ユーロ)。

26) 中小企業とは、従業員250名未満で、毎年の売上げが500万ユーロ以下の企業を指す。



## （2）アクセス可能性の向上：移動と輸送（pp.14-15）

アクセス可能性の向上は、地域経済の強化、結束の実現、競争力の増大のために重要である。EUの輸送政策も、効率性、安全性、および環境負荷の最小化を保証する持続可能な移動性を奨励し、この課題に対処している。輸送政策と地域政策の双方にとって重要な事業であるTEN-T（Trans-European Transport Network）<sup>27)</sup>は、空輸、道路、鉄道、海上輸送、都市交通、内陸水路、複合一貫輸送、安全性、国家援助ルールなど、数多くの活動を包括している。30件に及ぶTEN-Tプロジェクトのうち、地域政策の支援対象となるのは「収斂」目的の受給資格を持つ加盟国と地域のプロジェクトに限られ、また国境隣接プロジェクトについては特別な配慮がなされる。これに加えて地域の輸送とコミュニケーションの統合戦略の文脈における、二次的接続への投資も地域政策と輸送政策が共有する優先事項に挙げられる。さらに、鉄道インフラ、環境面で持続可能な輸送ネットワーク、陸の孤島から凡欧州ネットワークへの接続の向上、「海的高速道路（Motorways of the sea）」も、それに含まれる。

結束基金とERDFは、より発展の遅れた加盟国と地域の輸送インフラストラクチャーの現代化に貢献してきたし、現行財政期間においても、それは変わらない。前財政期間において、輸送関連の支出額は、380億ユーロ（地域政策資金全体の15%）であったが、現行財政期間では、約760億ユーロ（同22.2%）へと拡大している。地域政策における輸送部門への投資は、「収斂」目的地域に集中され、410億ユーロが道路インフラのために、236億ユーロが鉄道インフラのために、準備されている<sup>28)</sup>。その他に、港湾と内陸水路、複合一貫輸送、インテリジェント輸送システム、空港、都市交通にも、資金が配分される。投資は、EU、加盟国、地域、各レベルの輸送戦略を考慮して実施され、それによって、道路、鉄道、そして持続可能な輸送手段の間の

27) 注22に示したTENsの1つであるTEN-Tの目的は、加盟国で形成されたあらゆる輸送形態のネットワークが、利用しやすく、相互に連結され、共同利用できるようにすることである。これの優先プロジェクトは、当初14であったが、東方拡大に伴って30プロジェクトに増えた。EC(Energy and Transport) [2005] を参照。

28) 道路インフラ向け資金と鉄道インフラ向け資金の合計額である646億ユーロのうち380億ユーロはTEN-Tプロジェクトの下で利用される。

バランスが保たれる。

(3) イノベーションの促進 (pp.16-17)

持続可能な経済成長を実現するため、研究、開発、イノベーションを促進する環境を創出することに今まで以上に注力することが必要となってきた。これを踏まえ、この目的に充てられる地域政策予算は増額された。

研究開発向け支出の現状を確認しておこう。EU27の研究開発向け支出はGDPの1.84%に相当する(2005年)。アメリカと日本のこの数値は、2.67%、3.2%である。フィンランドとスウェーデンだけが自国GDPの3%以上に相当する額を研究開発向け支出に充てており、同水準の研究開発投資を実施している地域は、268地域(NUTS2)のうち27地域だけである。100以上の地域では、その多くは南欧と新規加盟国の地域だが、研究開発投資額がGDPの1%相当額に達していない。また、次の指標からも研究開発投資にかんするEU内の格差を確認することができる。英独仏3ヶ国でEUの研究開発向け総支出の2/3を計上し、また研究開発向け支出の上位10地域の支出額を合計すれば、EU総額の25%に相当する525億ユーロ(2003年)に達する。

研究とイノベーションという分野には、地域政策予算総額の17.3%に当たるおおよそ600億ユーロが用意されている。その内訳は、156億ユーロが研究センターとインフラのための支出、256億ユーロが技術移転と、研究開発とイノベーションにかんする企業向け支援のための支出、150億ユーロが情報通信技術のための支出である。

また、次の4つの活動分野に支出の焦点が当てられる<sup>29)</sup>。第一に、地域の垣根を越えたクラスターを通じて、企業間の、そして企業と公的研究機関の協力を強化することである。第二に、中小企業の研究とイノベーションを支援することである。第三に、国境隣接地域間の、そして、超国家間の、共同事業を後押しすることである。そして最後に、成長の潜在力を持つ地域において、キャパシティービルディングのためのインフラを強化し人的資源の能

29) 地域レベルでイノベーションを促進する具体的な活動として、インフラや設備への投資、工業発展地区と研究機関の連携強化、クラスター・中核的研究機関・科学技術の集積地の支援、研究者の移動奨励、訓練研修所と地元の技術力ある企業とのパートナーシップなどが挙げられている。

力を向上させることである。

#### （４）持続可能性と環境（pp.18-19）

持続可能な発展と高い水準での環境保護を確実に実行することは、すべてのEU政策が求めているものである。地域政策の法的根拠にもガイドラインにも、経済的社会的環境的目的が政策に組み込まれていなくてはならないと宣言されている。

地域政策の持続可能性への貢献は、環境に優しい技術の奨励を通じておこなわれている。たとえば、輸送、エネルギー、インフラにかかわる活動を通じて、水、空気、土壌の高い質を実現している。また、加盟国が地域政策の枠組みでプログラムを実施する際には、環境への影響の事前評価を実施し、環境関連諸機関からの意見に耳を貸している。

構造基金と結束基金からの環境関連プロジェクトへの支出は、前財政期間の2倍となる1000億ユーロ（全体の30%）に達する。このおよそ半分は、水質管理、廃棄物処理、汚染地の再生、汚染削減、そして、自然保護とリスク予防の支援、これらに関連したインフラ投資に向けられる。残りの半分は、環境に影響を与える分野での投資に向けられる。たとえば、エネルギー効率と再生可能エネルギーという分野であり、これらは70億ユーロ以上がイアーマークされるほど、重視されている。その一因は、欧州の輸入エネルギーへの依存が欧州経済の競争力を低下させるかもしれないという点にある。大量のエネルギーを消費する輸送にかんする政策も、この観点から立案されており、TEN-Tもこの流れでとらえることができる。

#### （５）都市（pp.20-21）

都市は、EUが現在直面している課題、すなわち、競争力を向上させつつ、社会面、環境面での要求に応えるという課題を象徴している。欧州の都市は、経済活動、イノベーション、雇用の中心である一方で、たとえば、郊外化、剥奪と失業の集中、混雑などの問題を抱える。これらに対処するには、輸送、住居、雇用などの分野を含み、現地の必要を考慮した複合的な解決策が求められる。これに取り組むことも地域政策の役割である。

地域政策は都市を地域開発の原動力と位置づけ、都市開発に211億ユーロをイアーマークしている。そのうち、34億ユーロは工業地帯と汚染区域の再興のために使われる。また、98億ユーロは都市と農村の再生プロジェクトに、70億ユーロはクリーンな都市交通に、9億ユーロは住居のために支出される。現行財政期間において、都市は次に挙げる3つの政策手段からも恩恵を受けることができる。

第一の手段は、先に述べた JESSICA である。

第二は URBACT II プロジェクトで、都市計画立案者と現地の専門家との間でベストプラクティスを交換し、ネットワークを形成するための政策手段である。

第三に、Urban Audit である。これにより、EU27、ノルウェー、スイス、トルコに属する357都市の生活状況にかんする統計データと情報が提供される。欧州の都市生活にかかわる330以上の指標（たとえば、人口動態、住居、健康、犯罪、労働市場、経済活動、所得格差、自治体行政など）に触れることができる。

#### (6) 人への投資 (pp.22-23)

就労率70%というリスボン就労率目標を達成するためには、さらに2400万の職が必要になる。EUで高齢化と人口減少<sup>30)</sup>が進んでいく中、雇用拡大と職業訓練はますます重要になっていく。地域政策は950億ユーロを、ESF(760億ユーロ)とERDF(190億ユーロ)を通じて、人々への投資に当てる。

近年、EUの雇用情勢は改善している。雇用はEU平均で約1%増加し、2005年には就労率が63.8%になった。また、同年、失業率はその前年の9.1%から8.7%に下落した。しかし、発展の遅れた地域についていえば、たし

30) 欧州の人口は2020年ごろから減少し始めると予想されている。2000年から2005年にかけて、総人口は0.4%増大したが、その86%は移民によるものであった。すでに今日、主に新規加盟国に属する85の地域が人口減少に直面し、76地域は移民のおかげで人口増加を維持している。2017年までは、労働市場への参加が増加傾向にあるために、総雇用は増加していくと予想され、それ以降、雇用の減少が本格化していく。国連の統計によれば、2050年までに欧州の人口は5000万人減少すると予想されるのに対して、アジアでは13億人、アフリカでは10億人の増加が予想され、こうした人口変化が経済活動の分布に影響を与えることは不可避である (pp. 22-23)。

かに雇用情勢の改善が見られるが、そうした地域の就労率は、それ以外の地域のそれと比較して、いまだに11パーセントポイントほど低い（2005年）。

グローバルな知識基盤型経済において競争力を維持するため、技能の必要性に地域は向き合わなくてはならない。教育水準のばらつきは、加盟国間よりも、地域間において、指摘されている。EU27のより発展の遅れた地域では、労働力人口のわずか14%しか高等教育卒業資格を持っていないのに対して、より繁栄した地域ではこの数値は25%になる（2005年）。

労働力の適応可能性の向上への投資は、地域政策の優先事項に挙げられている。ESF から700億ユーロ以上が、訓練、雇用、社会的包摂の向上のための活動といった分野への投資に充てられる。また、主としてERDFの資金を利用して、雇用、教育、訓練にかかわるインフラ（たとえば、学校、病院、保育施設）への投資が行われる。

#### （7）「欧州領域的協力」目的：国境隣接地域への支援（pp.26-27）

ERDF から資金提供を受ける「欧州領域的協力」目的は、国境隣接地域の、超国家的な、地域間の協力プログラムを支援するものである。これには、地域政策資金総額の2.5%にあたる87億ユーロが充てられる。なお、EU と非EU との国境沿いの地域開発を支援する措置も含まれる。

「欧州領域的協力」目的の対象となる分野を6つ挙げる。

第一に、53の国境（EU 内国境）隣接プログラムである。56億ユーロのERDF 資金が用意されたこのプログラムは、次の項目にかんする発展や育成を支援している。企業家精神と中小企業、国境隣接地域間の貿易、観光と文化、環境管理、輸送、情報通信ネットワーク、水、廃棄物とエネルギー管理、健康・文化・教育インフラの共同利用、司法と行政の協力、である。

第二に、13の超国家協力プログラムである。これは、バルト海、アルペン、地中海などの、広い地域の協力を対象とするもので、イノベーション、環境とリスク予防、アクセス可能性、持続可能な都市開発に焦点を当てたプロジェクトに、ERDF から18億ユーロが準備されている。

第三に、地域間協力プログラム（INTERREG IVC）である。これは、異

なる国に存在する地域と地方の組織の間で経験を交換するための枠組みを提供する。これには2つの優先事項があり、イノベーションと知識経済、そして、環境とリスク予防である。次に挙げる UBRACT プログラムとともに、このプログラムは、「経済変化に向かう地域 (Regions for Economic Change)」という EU のイニシアティブの主要な政策手段である。なお、このイニシアティブは、経済の近代化におけるベストプラクティスを育成し広げていくための、地域と都市のネットワークを支援するものである。3億2100万ユーロが ERDF から計上されているこのプログラムは、EU27に加えて、ノルウェーとスイスも対象となっている。

第四に、UBRACT II プログラムである。これは、経験の交換のために地域や地方の主体を集め、都市政策の論点についての学習を促進し、それを扱うネットワークと作業グループを支援する。ERDF から5300万ユーロが準備され、EU27とノルウェー、スイスが対象国である。

第五に、ESPON (European Spatial Planning Observation Network) である応用された研究、分析、手段を用いて、地域やそれより大きな領域の発展のための科学的情報を提供する。3400万ユーロの ERDF 資金が、EU27とノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタインに提供される。

第六に、INTERACT II プログラムである。3400万ユーロの ERDF 資金を用いて、協力プログラムの管理にかかわるサービスと手段を提供する。

地域協力プロジェクトは、国によって異なる税制や労働法のために、困難に直面する可能性がある。EGTC (European Grouping for Territorial Cooperation) は、複数国にまたがる地域と地方の諸機関が単一の法人格を持つ協力組織を立ち上げることを可能にする、新たな政策手段である。これは、国境をまたぐ輸送または健康サービスにかんする共同の研究やプロジェクトを実施する地域に適用される。加盟国または地域の公的団体が EGTC のメンバーになることができる。

最後に、EC (Regional Policy) [2008] に記された EU27ヶ国のプログラムの焦点と目標を表にまとめておく。

表4：地域政策（2007-2013年）のプログラムの焦点と目標

出典：EC(Regional Policy) [2008] より、筆者作成。

	プログラムの焦点	目標
ベルギー	①持続可能な領域的結束および競争力の強化。②知識とイノベーションの経済の促進。③都市開発。④人間開発とビジネスの発展。⑤研究。⑥訓練。⑦失業の減少。⑧差別との格闘と平等の促進。	①GDP比3%水準の研究開発向け支出の実現に対する貢献。②就労率の70%への引き上げ（女性労働者については60%、55-64歳の高齢労働者については50%）。
ブルガリア	①インフラストラクチャー、人的資本、雇用の改善。②ビジネスに好ましい環境の中での、そして、グッド・ガバナンスの下での、企業家精神の強化。③バランスの取れた領域的発展の支援。	①実質GDP成長率の0.27%の上昇。 ②約36700の職の創出。
チェコ	①競争力の向上。②研究開発の支援。③イノベーション。④持続可能な観光の発展。⑤教育。⑥雇用。⑦社会的結束。⑧情報社会の発展。⑨行政の負担の軽減。⑩輸送に対するアクセス可能性の改善。⑪農村と都市の持続可能な発展。	①EU25の経済水準の獲得。②就労率の引き上げ（2005年の64.8%から66.8%へ）。③GDPに対する研究開発の割合を、1.42%から2015年までに2.2%に増大させること。
デンマーク	①人的資源。②イノベーション。③情報技術利用分野の拡大。④企業家精神。⑤魅力的な地域。⑥労働力の適応能力および資格水準の向上。	①訓練を受けた人の割合の増大。②イノベーションに富む企業の増大。③企業における情報通信技術の浸透率の向上（2005年の56%から75%へ）。
ドイツ	①イノベーションの促進。②競争力の強化。③地域の魅力の向上。④より多くのよりよい職の創出。	①研究とイノベーションへの支出の、GDP比2.5%から3%への増大。②就労率の65.4%から70%への引き上げ。
エストニア	①教育、研究、およびイノベーションへの投資。②よりよい接続の機会。③環境の持続可能な利用。④地域とその行政能力のバランスの取れた発展。	①就労率の引き上げ（2005年の64.4%から72%へ）。②企業によるより多くの研究投資（GDP比0.42%から1.6%へ）。③インターネット接続世帯の増大（2005年の36%から70%へ）。④固形廃棄物のリサイクル率の引き上げ（2005年の36.6%から60%へ）。⑤一次エネルギー消費量を2010年まで2003年水準で維持すること。
ギリシア	①競争力の向上。②アクセス可能性の改善。③デジタル・デバイドの解消。④人的資源開発の支援。⑤教育と生涯学習。	①約3.5%のGDP成長と、2015年までに95000の新たな職を創出すること。 ②研究開発支出のGDP比1.5%への引き上げ（現在0.6%）。
スペイン	①投資先と職場としてより魅力的な場所の創出。②成長強化のための、知識とイノベーションの向上。③より多くのよりよい職への貢献。	①就労率を2013年までに70%に引き上げること（2005年は63.3%）。②研究とイノベーションへの支出をGDP比1.06%から2%に引き上げること。 ③CO <sub>2</sub> 排出の15%削減の支援。

フランス	<p>①競争力の向上。②雇用の促進と持続。③人的資本。④雇用における地域の魅力と投資。⑤社会的包摂の保証。⑥領域的発展と持続可能な発展。⑦イノベーションと知識経済。⑧訓練。⑨情報通信技術の開発。⑩環境。⑪リスク回避。⑫エネルギー政策。</p>	<p>①民間研究の割合の増大 (2006年にはGNPの1.25%)と、イノベーションにおける共同体標準への接近。②エネルギー強度の2015年までの毎年2%ずつの削減と、温室効果ガスの2050年までの年平均3%の削減。</p>
アイルランド	<p>①経済的インフラストラクチャーの改善。②企業、科学、およびイノベーション。③人的資本。④社会的インフラストラクチャーと社会的包摂。</p>	<p>好ましい国際経済環境における、年4.45%の経済拡張への貢献。</p>
イタリア	<p>①知識ネットワークの発展。②生活水準の向上。③治安と社会的包摂。④ビジネスのクラスター、サービス、および競争の強化。⑤経済の国際化と現代化。</p>	<p>①「収斂」地域における、年平均2.4-3.1%のGDP成長への貢献。②およそ45%から50%への、同地域における雇用の増大。</p>
キプロス	<p>①経済の強化。②ビジネス支援。③知識社会と、研究とイノベーションの促進。④人的資源、雇用、社会的結束。⑤環境、輸送、およびエネルギーのインフラストラクチャーの現代化。⑥持続可能なコミュニティの育成。</p>	<p>①GDP成長率の上昇 (3.8%から4.2%へ)。②就労率の引き上げ (68.5%から71%へ)。③研究開発への支出の増大 (2010年までにGDP比1%に増大させる)。④公共輸送の旅行の増大 (全体の2%から10%へ)。</p>
ラトビア	<p>①人的資源の発展と効率的利用。②競争力強化と知識基盤型経済への進歩。③バランスの取れた国家的および領域的発展の前提条件としての、公的サービスとインフラストラクチャーの改善。</p>	<p>①毎年のGDP成長率の6-8%での維持 (2006年は11.9%)。②就労率の70% (2006年は66.3%)への引き上げと、失業率の6%以下 (2006年は6.5%)への引き下げ。③研究開発への支出のGDP比1.5%への増大 (2005年には0.57%)。④20-24歳世代の、後期中等教育修了者の割合の85%への引き上げ (2005年は79.9%)。⑤下水処理サービスを享受できる市民の割合の62%への引き上げ (2004年は9%)。</p>
リトアニア	<p>①知識とイノベーションを基盤にした社会を通じた高い生産性の創出。②競争力の向上。③よりよい生活の質の創出。</p>	<p>①就労率の引き上げ (61.2%から70%へ)。②研究支出の増大 (GDP比0.76%から2.2%へ)。</p>
ルクセンブルグ	<p>①中小企業設立の促進。②経済的变化を経験してきた都心の開発。③特に、公共および民間の研究センターにおける、知識とイノベーションの向上。④特に女性と高齢の労働者の、就労率の上昇。</p>	<p>①GDP比3%の研究開発向け支出目標の実現に対する貢献 (特に、民間部門において)。②京都目標に照らしたCO<sub>2</sub>排出の削減への貢献。</p>
ハンガリー	<p>①競争力および知識経済の改善。②ビジネス環境の改善と、積極的な労働市場政策への貢献。③人的資源の開発。</p>	<p>①4%ずつの新しい職の創出。②2015年までに、企業の生産水準の10%引き上げ。</p>
マルタ	<p>①成長と競争力を伴う、知識基盤型経済の持続。②魅力と生活の質の向上。③人的資本への投資。④ゴゾ (Gozo) 島の地域的特異性への対処。</p>	<p>①一人あたりGDPをEU平均の69.2% (2005年) から2013年までに74%に引き上げること。②財とサービスの名目輸出額を2007年から2013年の間に4%ずつ増加させること。③就労率を54.3% (2005年) から2013年までに57%に引き上げること。</p>



オランダ	①イノベーションに焦点を当てることによる競争力の強化。②企業家精神。③地域と都市の魅力。④労働市場供給。⑤人的資本への投資。⑥隣国との協力。	①研究と技術開発、イノベーション、企業家精神、および情報社会に関わる成果（特に、中小企業の中でのものと、市民サービスのためのもの）への貢献。②雇用へのアクセスの向上と、労働者の適応能力および労働生産性の増大に対する貢献。
オーストリア	①地域の競争力とイノベーション。②魅力的な地域。③労働力の適応能力および資格水準の向上。④領域的協力。⑤ガバナンス。	①イノベーションを生み出す知識基盤と企業の能力を強化することによる競争力向上。②地域のアクセス可能性を向上させ、雇用を促進する、バランスの取れた地域発展。
ポーランド	①行政の改善。②人的資本の質的向上。③インフラストラクチャーの現代化。④競争力がありイノベーションに富む企業の支援。⑤地域の競争力の向上。⑥農村地域の発展。	①350万の職を創出し、就労率を2013年までに60%（2005年は52.8%）に引き上げること。②研究とイノベーションへの支出のGDP比1.5%への増大（現在は0.57%）。③道路と鉄道のインフラストラクチャーの3倍延伸。④再生可能エネルギーの使用比率の8.5%への引き上げ（2005年は2.9%）。⑤一人あたりGDPの引き上げ（EU平均の51%（2006年）から65%へ）。
ポルトガル	①労働者の技能の発展。②持続可能な成長の促進。③社会的結束の保証。④領域的および都市における発展の保証。⑤ガバナンスの効率性の向上。	①学校からのドロップアウトを減らすために、中等レベルでも受講可能な職業訓練コースの割合を高めること（2005年は38%）。②工業部門における中級および先端の技術を持つ企業の割合を2010年に6.2%に高めること（現在は3.4%）。③研究と技術における民間と公的部門双方の投資（GDP比）を2010年にそれぞれ0.8%、1%に引き上げること。
スロベニア	①企業家精神、イノベーション、および技術開発の奨励。②人的資本の強化。③職の創出。④バランスの取れた地域開発。	①毎年0.75%のGDP押し上げに対する貢献。②1.7%の就労率上昇を促すこと。
スロバキア	①インフラストラクチャーと地域のアクセス可能性。②イノベーション。③情報社会と知識経済。④人的資源と教育。	①EU15の60%の経済水準の獲得。②就労率の引き上げ（2005年の57.7%から2013年までに63.4%へ）。
フィンランド	①ビジネスの促進。②イノベーションへの支援。③知識構造のネットワーク化と強化。④競争力。⑤雇用。⑥雇用と企業家精神。⑦地域のアクセス可能性の改善。⑧環境。	①雇用増大のための新たな企業と職の創出。②地域経済の発展。③企業の生産性、競争力、および輸出の増大。④教育水準の引き上げ。⑤研究とイノベーションを2010年までにGDP比4%に拡大すること。
スウェーデン	①イノベーションと企業家精神の奨励。②技能向上と労働供給の増大。③アクセス可能性の向上。④国境を越えた協力。	①少なくとも33800の新たな職の創出。②12800の新たな企業の創出。③30万人以上のための訓練の実施。
英国	①企業とイノベーション。②技能と雇用。③環境およびコミュニティの持続可能性。④市場の失敗に焦点をあわせること。⑤平等。⑥地元自治体機関とのパートナーシップ。⑦高等教育。⑧ボランティアと民間部門。⑨リスボンアジェンダへの支援。	①技能の向上。②特に民間部門における、研究開発への投資の改善。③イノベーションと企業家精神の強化。

<p>ルーマニア</p>	<p>①欧州標準に従った基礎的インフラストラクチャーの構築。②長期的な競争力の改善。③人的資本のより効率的な育成と利用。④行政能力の構築。⑤バランスの取れた領域的発展の促進。</p>	<p>①2015年までに GDP を15-20%増大させることへの貢献。②就労率の57.4%から64%への引き上げ。③1400kmの道路の補修または新設への投資。</p>
--------------	---	---

参考文献

インターネット資料については、すべて2008年2月1日時点でアクセス可能である。

European Commission (Energy and Transport) [2005] *TEN-T Priority Axes and Projects 2005* ([http://ec.europa.eu/ten/transport/projects/doc/2005\\_ten\\_t\\_en.df](http://ec.europa.eu/ten/transport/projects/doc/2005_ten_t_en.df)).

European Commission (Regional Policy) [2001] *Unity, solidarity, Diversity for Europe, Its People and Its Territory Second Report on Economic and Social Cohesion* ([http://ec.europa.eu/regional\\_policy/sources/docoffic/official/reports/contentpdf\\_en.htm](http://ec.europa.eu/regional_policy/sources/docoffic/official/reports/contentpdf_en.htm)).

— [2004] *A New Partnership for Cohesion Third Report on Economic and Social Cohesion* ([http://ec.europa.eu/regional\\_policy/sources/docoffic/official/reports/cohesion3/cohesion3\\_en.htm](http://ec.europa.eu/regional_policy/sources/docoffic/official/reports/cohesion3/cohesion3_en.htm)).

— [2006] *Annual Management Plan 2007* ([http://ec.europa.eu/dgs/regional\\_policy/document/amp\\_2007\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/dgs/regional_policy/document/amp_2007_en.pdf)).

— [2007] *Growing Regions, Growing Europe Fourth Report on Economic and Social Cohesion* ([http://ec.europa.eu/regional\\_policy/sources/docoffic/official/reports/cohesion4/pdf/4cr\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/regional_policy/sources/docoffic/official/reports/cohesion4/pdf/4cr_en.pdf)).

— [2008] *Working for the Regions EU Regional Policy 2007-2013* ([http://ec.europa.eu/regional\\_policy/sources/docgener/presenta/working2008/work\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/regional_policy/sources/docgener/presenta/working2008/work_en.pdf)).

Hübner, D [2007] ‘European Regional policy: History, Achievements and Perspectives’, Brussels, 17 September ([http://ec.europa.eu/commission\\_barroso/hubner/speeches/pdf/speech\\_1709\\_075\\_42.pdf](http://ec.europa.eu/commission_barroso/hubner/speeches/pdf/speech_1709_075_42.pdf)).

辻悟一 [2003] 『EU の地域政策』, 世界思想社。

西川明子 [2003] 「欧州連合 (EU) の農村振興政策—LEADER 事業—」, 『レファレンス』, 8 月号, 53-65頁。